

財団法人オホーツク地域振興機構 賛助会会則

(目的)

第1条 本会則は、財団法人オホーツク地域振興機構（以下「オホーツク財団」という。）の賛助会（以下「賛助会」という。）に関する事項を定める。

(会員)

第2条 賛助会に次の役員をおく。

- (1) 顧問 若干名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名

- 2 顧問はオホーツク財団の理事等とする。
- 3 会長はオホーツク財団の理事長が任命する。
- 4 副会長及び監事は会長の指名とする。
- 5 事務局長はオホーツク財団の総務課長とする。

(役員職務)

第3条 会長は会員を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は事務の執行にあたる。
- 4 監事は経理を監査する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 任期途中から就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第4条 賛助会の事務局は、オホーツク財団に置く。

附則

この会則は、平成24年4月1日より施行する。